

東大和市高齢者住宅条例の一部を改正する条例

東大和市高齢者住宅条例（平成9年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「資格を有する連帯保証人の連署する」を削り、同項ただし書を削る。

第38条第3項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の東大和市高齢者住宅条例（以下「新条例」という。）第12条第1項の規定は、施行日以後に同条第3項の規定による使用許可を受ける者から適用する。
- 3 施行日前に提出された請書のうち、新条例第12条第3項の規定による使用許可に係るものについては、同条第1項の規定により提出された請書とみなす。
- 4 新条例第38条第3項の規定は、施行日以後に到来した支払期に係る利息について適用し、施行日前に到来した支払期に係る利息については、なお従前の例による。